

岸和田市ごみ集積所補助設備の設置に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、本市が所有するごみ集積所に補助設備を設置する際に必要な事項を定め、市民の生活環境の保全、ごみ収集作業の安全・効率を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ集積所：岸和田市開発行為等の手続等に関する条例第11条別表で定めるごみ集積所をいう。
- (2) 補助設備：ごみ集積所の保全のために設置するごみコンテナ、目隠しフェンス等をいう。

(届出)

第3条 本市が所有するごみ集積所に補助設備を設置しようとする者（以下「届出者」という。）は、原則として当該行為に着手する日の10日前までに、ごみ集積所補助設備の設置届出書（様式第1号）により、補助設備の種類、設置場所、その他市長が必要と認める事項を市長に届け出なければならない。

- 2 届出者は、事前又は事後に利用者に対して本要領の内容について、説明をし、理解を得なければならない。

(届出者)

第4条 前条の届出ができる者は、次にあげる者とする。

- (1) ごみ集積所を利用する者の代表者
- (2) ごみ集積所の管理者（町会、自治会など）
- (3) ごみ集積所の開発事業者

(維持管理)

第5条 補助設備の維持管理については、利用者及び届出者（以下「利用者等」）が行い、収集作業に支障のないようにしなければならない。

(改善の指導)

第6条 ごみ集積所の安全衛生等に支障を生じた場合、又は市長の指導を受けた場合、利用者等は適切な措置を講じ、市長の指定する日までに改善しなければならない。

(紛争の解決)

第7条 補助設備によって生じた紛争については、利用者等が自主的に解決に当たらなければならない。

(免責)

第8条 本市は、補助設備によって生じた損害については、その責めを負わない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。